

あなたは必要？市・県民税の申告

申告期間
2月16日(金)
3月15日(木)

税の申告

問 税務課 市民税グループ(1階、☎561・2309、FAX 561・2479)、草津税務署 個人課税部門(大路二、☎562・1315〔自動音声案内〕)

市・県民税の申告や、所得税の申告が必要な人は、期間内に手続きを済ませてください。例年、非常に混み合いますので、ご理解とご協力をお願いします。所得税の還付申告は、2月15日以前でも草津税務署に提出できます。※文中の「所得税の(確定)申告」は、「所得税及び復興特別所得税の(確定)申告」のことです

スタート
1月1日時点で、草津市に住所がありましたか？
スタートから↓の方向に進んでください



所得税の確定申告をしますか？

公的年金等の収入が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の人は、所得税の確定申告は不要です。
医療費控除の追加などによる還付申告は提出できます。
注意
市・県民税でのみ控除を追加する人は、市・県民税の申告が必要です。

前年中、収入がありましたか？

市内に住所がある人の配偶者控除か扶養控除、扶養親族(年少)の対象ですか？
(所得欄に0と書かれた税の証明書が必要な人は、前年中、収入がなく扶養に入っていない人も、申告が必要です)

1月1日居住の市町村へご確認ください
(草津市への申告は必要ありません)

市・県民税の申告は必要ありません

給与所得や、公的年金等に係る雑所得以外の所得がありますか？

次のいずれかに当てはまりますか？
(一つでも当てはまったら「はい」)

- ・国民健康保険に入っている人と、その世帯主
- ・後期高齢者医療制度に入っている人と、その世帯主
- ・国民年金保険料の免除を希望する人と、その配偶者・世帯主
- ・昭和29年4月1日以前に生まれた人(介護保険料の算定のため)
- ・介護認定を受けている40歳~64歳の人の児童扶養手当の受給資格がある人
- ・障害者福祉サービスを利用する人
- ・税の証明書が必要な人
- ・市外に住所がある親族に扶養されている人
- ・誰の扶養も受けていない人

雑損控除や医療費控除、寄附金控除、源泉徴収票に記載のない生命保険料控除・社会保険料控除などを受けますか？

所得税の申告がなくても、市・県民税の算定で、源泉徴収票に記載していない生命保険料や社会保険料の控除などを受けた人は、市・県民税の申告が必要です。

給与や公的年金等の収入の全ての支払報告書が、支払先から草津市に提出されていますか？

市・県民税の申告が必要です
申告しないと、国民健康保険税や後期高齢者(長寿)医療保険料の減額認定が受けられないなど、さまざまな施策が行き届かない場合があります。

市・県民税の申告は必要ありません

市・県民税の申告、所得税の申告(一部のみ)

・郵送でも提出できます(〒525-8588 草津市役所 税務課 市民税グループへ)

注意 所得税の申告書は、〒525-8510 草津税務署へ郵送してください

市役所 2階 特大会議室

- ① 申告期間の平日 9:00~16:00
- ② 期間中は、税務課(1階)では申告相談を受け付けません
- ・土・日曜日・祝日は申告相談を受け付けません

おでかけ相談会場

- ① 13:00~15:30
- ② 受付番号札は、12:45~配布

おでかけ相談会場は来年度から廃止になり、今回の実施が最後です。市役所2階特大会議室での相談は、来年度以降も引き続き実施します。

とき	ところ	とき	ところ
2月21日(水)	西一会館(草津町)	3月5日(月)	老上まちづくりセンター(野路町)
22日(木)	山田まちづくりセンター(南山田町)	6日(火)	笠縫東まちづくりセンター(集町)
23日(金)	志津まちづくりセンター(青地町)	7日(水)	橋岡会館(橋岡町)
26日(月)	常盤東総合センター(芦浦町)	8日(木)	玉川まちづくりセンター(野路九)
27日(火)	老上西まちづくりセンター(矢橋町)	9日(金)	渋川まちづくりセンター(西渋川二)
28日(水)	志津南まちづくりセンター(若草五)	12日(月)	常盤まちづくりセンター(志那中町)
3月1日(木)	南笠東まちづくりセンター(笠山一)	13日(火)	新田会館(木川町)
2日(金)	矢倉まちづくりセンター(東矢倉二)	14日(水)	笠縫まちづくりセンター(上笠一)

所得税の申告

草津税務署 (大路二)

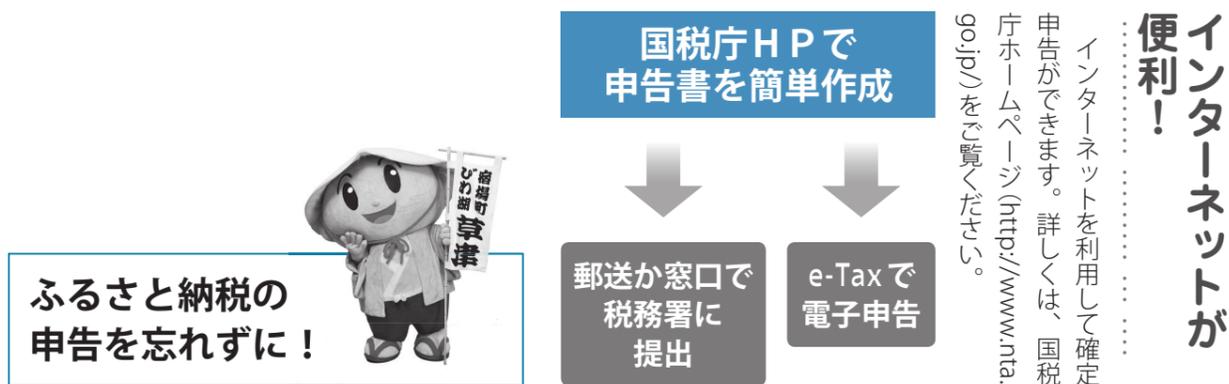
- ① 申告期間の平日 9:00~17:00(受付16:00まで)
- ② 郵送でも提出できます(〒525-8510 草津税務署へ)
- ・混雑状況によっては、16:00前に受付を終了します
- ・土・日曜日・祝日は申告相談を受け付けません
- (大津税務署では2月18日(日)・25日(日)も申告相談を実施)

次の人は、税務署で確定申告を

- 住宅借入金等特別控除を受ける
- 平成29年分以外の確定申告をする
- 提出済みの確定申告を訂正する
- 收支内訳書の内容を相談したい
- 不動産や株式などの譲渡所得がある
- 青色申告をする
- 亡くなった人の申告をする
- 確定申告書の控えに受付印が必要
- 事業所得の収入金額が1,000万円を超える
- 申告分離課税を選択した配当所得がある
- 1月1日時点で、草津市に住居票がない

確定申告が必要かどうかは、国税庁のホームページや草津税務署でも確認できます
国税庁 <http://www.nta.go.jp/>
草津税務署 個人課税部門 ☎562-1315〔自動音声案内〕

※どの会場も駐車場が狭いため、車での来場はできるだけ控えてください。また、草津税務署は2月1日(木)~3月15日(木)は駐車場が利用できません



インターネットが便利!
インターネットを利用して確定申告ができます。詳しくは、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) をご覧ください。

平成30年度 主な税制改正～市・県民税～

医療費控除は領収書の提出が不要になりました

- 領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要になりました。
- 医療費の領収書は、自宅で5年間保存し、税務署から求められたときは、提示・提出しなければなりません。
- 医療保険者から交付を受けた医療費通知*を添付すると、明細の記入を省略できます。
*健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」など
- 他・平成29年分から平成31年分までの申告は、医療費の領収書の添付・提示でもできます
・市の申告相談会場にお越しの場合は、相談前に明細書の作成をお願いします



医療費控除の特例「セルフメディケーション税制」

特定の医薬品購入に対する新しい税制です。健康診断などを受けている人が、医療用医薬品からOCT医薬品に切り替えて購入した際、購入額が1万2千円を超える部分(上限8万8千円)は、その年分から所得控除が受けられます。

適用期間: 平成30～34年度分の市・県民税に適用

※控除を受けられる条件があります。詳しくは、国税庁や市ホームページをご覧ください

給与所得控除の上限額の段階的な引き下げ

給与所得の金額は、給与などの収入金額から給与所得控除額を差し引いて算出しますが、この給与所得控除額の上限額が平成28年分の給与収入から段階的に引き下げられています。

平成28年分

給与等の収入金額(給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
10,000,000円超 12,000,000円以下	収入金額×5%+1,700,000円
12,000,000円超	2,300,000円(限度額)

平成29年分

給与等の収入金額(給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
10,000,000円超	2,200,000円(限度額)

お知らせ

市ホームページから、市民税・県民税申告書の作成や、市民税・県民税の試算ができるようになりました。

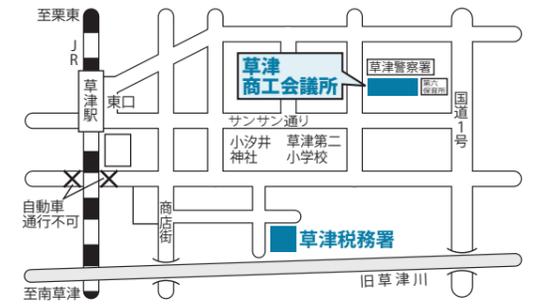
申告に必要な物

- 印鑑(認印可)
- 給与・公的年金などの、源泉徴収票や支払調書(コピー不可)
- 事業(営業・農業等)所得や不動産所得がある人は、收支内訳書
- 生命保険料や地震保険料・(旧)長期損害保険料・国民年金保険料などの控除(支払)証明書、健康保険料の金額の分かるもの
- 障害者控除を受ける人は、障害者手帳や療育手帳など
- 医療費控除を受ける人は、平成29年中に支払った医療費の明細書(合計額をまとめた明細書を、作成して持参してください)
- 寄附金控除を受ける人は、寄附先から発行される寄附金受領証明書(領収書)
- 所得税の還付申告をする人は、振込口座が分かるもの(本人名義に限る)
- 個人番号(マイナンバー)確認書類と身元確認書類(運転免許証など)

所得の申告 税理士による無料相談

申告書を自分で作成する「自書申告」を推進しています。税理士は会場を巡回して、作成の助言をします。譲渡所得のある人は利用できません。

- ② 2月21日(水) 9:30～12:00、13:00～15:30
※30分前に受付終了
- 所 草津商工会議所(大路二)
- 問 草津税務署(☎562-1315)



市・県民税(住民税)に関するお願い

確定申告書を提出する前にご確認ください

次のいずれかに該当する人は、確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」(A様式の場合は「住民税に関する事項」)に必ず記入してください

第二表中

- 16歳未満の扶養親族がいる人
- 寄附金控除や寄附金税額控除がある人
- 給与・公的年金等に係る所得以外(平成30年4月1日時点で65歳未満の人は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法を選択したい人
- 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額がある人

扶養親族の氏名	個人番号	性別	生年月日	別居の場合の住所

寄附金税額控除	都道府県、市区町村分	円	条例指定分	都道府県	円

配当割額控除額	
株式等譲渡所得割額控除額	

給与・公的年金等に係る所得以外(平成30年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択	<input type="radio"/>	給与から差引き
	<input type="radio"/>	自分で納付

スムーズな進行のために、ご協力をお願いします

営業・農業・不動産収入がある人は、事前に、收支内訳書の作成が必要です

営業・農業・不動産の収入がある人は、収入や経費の1年間の金額を項目ごとにまとめた收支内訳書を作成してください。様式は、税務署や市役所税務課に置いているほか、国税庁ホームページにも掲載しています。市役所や、おでかけ会場での申告が初めての人は、できるだけ前年の申告(收支内訳書)の控えも持参してください

平成29年中の所得が0円の方は、自書コーナーへどうぞ

平成29年中の所得が0円で、市・県民税の申告をする人は、番号札を取って並ぶ必要はありません。会場内の自書コーナーで、見本を参考に、必要事項を記入し、押印して受付へ提出してください